和福障第２０７０号
令和８年１０月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド Ver.1.1 の周知及び円滑な施行に向けた対応について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁から所管の指定障害児通所支援事業所宛てに周知するよう依頼がありましたので、お知らせいたします。

本法の施行まで３か月を切る中、特に法令に基づく取組が義務となる学校設置者等（義務事業者）においては、制度について従事者等への周知を進めるとともに、従事者への研修の実施、就業規則等の改定、情報管理規程の整備など、必要な準備を進めることが重要です。

このため、本年７月には、施行までに最低限対応する必要のある事項をまとめた「義務事業者用施行準備ガイド」が公表されたところ、このたび、こども家庭庁により当該ガイドが改定されました。今回の改定内容は、形式的な修正に加え、相談窓口の周知広報資料の修正や、事業者の取組事例の追加等です。

つきましては、別添の周知依頼と併せて、「義務事業者用施行準備ガイド」を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

【添付書類】
①周知依頼（令和８年９月４日付け）
②こども性暴力防止法の施行（本年１２月２５日）に向けたお願い
③こども性暴力防止法施行（12 月 25 日）に向けた義務事業者用準備ガイド Ver.1.1
④こども性暴力防止法施行に向けた義務事業者用準備ガイド Ver.1.1　参考資料

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷